

姫路市地域福祉計画推進懇話会開催要領

令和 5 年 8 月 1 0 日 改正

1 目的

社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 1 0 7 条の規定に基づき令和 3 年 3 月に策定した姫路市地域福祉計画の進捗状況等に関して、学識経験者及び地域福祉に関わる者から意見を求めるため、姫路市地域福祉計画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 所管事項

懇話会は、次の事項について意見を交換するものとする。

- （１）地域福祉計画に掲げる施策又は事業の進捗及び成果
- （２）地域福祉に関する取り組み
- （３）その他地域福祉の推進に必要な事項

3 構成員

懇話会は、次に掲げる者のうち市長が指名する 2 0 人以内の者をもって構成する。

- （１）学識経験者
- （２）地域団体の代表者
- （３）医療関係者
- （４）福祉関係者
- （５）専門職団体関係者（弁護士、司法書士、社会福祉士）
- （６）その他市長が指名する者

4 運営

- （１）懇話会に座長を置き、市長が指名する。
- （２）座長は、懇話会の会議を進行する。
- （３）座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務

を代理する。

(4) 懇話会の会議は、市長が招集する。

5 その他

(1) 懇話会の庶務は、健康福祉局福祉総務部地域福祉課において処理する。

(2) この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。